(5)　当該主要株主が第百九十九条第十一号ハ(4)に該当することとなった場合にあっては、同号ハ(4)(i)又は(ii)に該当することとなった法人を代表する役員の氏名又は名称
(6)　当該主要株主である法人を代表する役員が第百九十九条第十一号ハ(4)(i)に該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由
(7)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日
(8)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
(9)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由
(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由
(11)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

七　前条第四号又は第九号ヘに該当する場合　次に掲げる事項
イ　事故等（前条第九号ヘに該当する場合にあっては、親会社の事故等。以下この号において同じ。）が発生した営業所又は事務所の名称
ロ　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
ハ　事故等の概要

八　前条第五号又は第九号トに該当する場合　次に掲げる事項
イ　事故等（前条第九号トに該当する場合にあっては、親会社の事故等。以下この号において同じ。）が発生した営業所又は事務所の名称
ロ　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
ハ　事故等の詳細
ニ　社内処分を行った場合はその内容

九　前条第六号又は第九号チに該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項
イ　訴訟又は調停の当事者となった場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
(2)　訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
(3)　管轄裁判所名
(4)　事件の内容
ロ　訴訟又は調停が終結した場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
(2)　訴訟又は調停が終結した年月日
(3)　判決又は和解の内容